

ご案内

令和2年4月

「小型移動式クレーン運転技能講習」を福山市で開催致します。

令和2年 5月 29日(金) ~ 31日(日)
 令和2年 9月 4日(金) ~ 6日(日)
 令和2年 12月 4日(金) ~ 6日(日)



広島労働局長登録(第100号) 教習機関
 (有効期限 2024年3月30日)
 一般社団法人 日本クレーン協会西中四国支部
<http://www.crane-nishi.com/>

令和2年5、9、12月の講習を下記のとおり実施致しますので、是非、受講頂きますようご案内を申し上げます。

記

1. 「小型移動式クレーン運転技能講習」

2. 受講資格

受講資格は問いません。

3. 申込み先

申込書(当支部のホームページをご参照)に必要事項を記入の上、下述にお申込み(Fax可)、受講料を納付して下さい。

なお、請求書がご入用な場合は、申込書の空欄にその旨をご記入下さい。

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目8-4 リョーコービル 3階
 (一社) 日本クレーン協会西中四国支部
 Tel 082-208-1881 Fax 082-208-1885

受講料の振込み先

もみじ銀行 広島中央支店 普通預金 0238729

なお、振込手数料は貴社(殿)の負担をお願いします。また、納付された受講料は、返却いたしかねますので、ご了承ください。

4. 申込期間と受付時間及び定員

- (1) 申し込み期間は、開催日の2ヶ月前から1週間前までです。ただし申し込み期限前であっても定員50名に達した場合は、次回の講習の受付となります。
- (2) 受付時間は、9時から17時までです。(土曜、日曜、祝日は休日)

5. 小型移動式クレーン運転技能講習日程・テキスト・受講料及び会場(福山)

	月日			科目	全科目受講者	一部免除受講者		
						注①	注②	注③
第1日目	5月29日(金)	9月4日(金)	12月4日(金)	オリエンテーション	8:55~9:00			
				小型移動式クレーンに関する知識	9:00~17:10	9:00~17:10	9:00~12:10 — 16:10~17:10	9:00~17:10
				関係法令				
第2日目	5月30日(土)	9月5日(土)	12月5日(金)	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	8:55~18:15	—	8:55~12:10	8:55~17:10
				原動機・電気に関する知識		12:55~17:10	—	
				学科試験		—	16:10~18:15	—
				小型移動式クレーンの運転のための合図		—	—	—
第3日目	5月31日(日)	9月6日(日)	12月6日(金)	実技	8:30~15:35	8:30~15:35	8:30~15:35	8:30~15:35
				実技試験	16:15~			
受講料(消費税込み)					26,000円	24,000円	25,000円	25,000円
使用テキスト(定価+税) 小型移動式クレーンの運転((一社)日本クレーン協会発行)					1,550円+税	1,550円+税	1,550円+税	1,550円+税
合計					27,705円	25,705円	26,705円	26,705円
会場	(学科・実技) 福山市鋼管町1番地 JFEスチール(株)西日本製鉄所 福山教育センター(駐車場 有り)							

<上記カリキュラムには休憩時間(昼休憩等)を含んでいます。>

※一部免除受講者の説明

- 注① 力学と合図が免除— 運転士免許証(クレーン・デリック、揚貨装置)又は、技能講習修了証(玉掛け、床上操作式クレーン)取得者
- 注② 原動機・電気が免除— 建設業法の規程に基づく建設機械施工技術検定合格者で、ショベル系建設機械操作施工法及び基礎工用建設機械操作施工法の選択者等
- 注③ 合図が免除— クレーン、移動式クレーン、デリック、揚貨装置又は玉掛けの特別教育修了者であって修了後6ヶ月以上の当該業務経験者

(備考)

- ① 受講者は、修了証貼付用写真(30mm×24mm)1枚を、写真の裏面に氏名と受講番号を記入の上、受講第1日に受付へ提出して下さい。
- ② 所定科目を修了し、学科・実技試験に合格した者には「小型移動式クレーン運転技能講習修了証」を交付します。なお、欠講はもとより、遅刻・早退されると修了証は交付できませんので、ご留意下さい。
- ③ 受講される方は、講習日の受付で、本人確認ができる書類を提示または、提出して下さい。

6. その他

- ① 実技講習の当日は、保護帽・安全靴・軍手・作業服及び、合図用笛を携帯して下さい。
- ② 交通渋滞、利用交通機関の延着、会場捜し等により遅刻のないよう時間に余裕をもってお出かけ下さい。

以上

(参考)
 つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転業務については、小型移動式クレーン運転技能講習修了の資格を有する者でなければ、その業務に就かせることはできません。(労働安全衛生法第61条)

